

今後どうしていくのかということもお考えになっていただきたいと、これは一応要望という形でしておきたいと思ひますので、ぜひそういう形で姿勢を出していただきたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（村尾栄次君） 十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十二分 休憩

午前十一時五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 大森議員さんの再質問の移駐を中止させるのに近隣の市町村に呼びかけて云々というふうなことだと思ひますが、それもわからないことはないんですが、いざにいたしまして、近隣市町村の対応みたいなものがニュアンスとして微妙に違うわけでございまして、そういったような意味からも、福生市は福生市独自で今までどおり要請していくと、こんなような考えでおります。

あとは担当部長に答弁させます。

○企画財政部長（内田和雄君） 中止要請をする場合、文書でというような御質問でございしますが、今回は中止要請を緊急ということで口頭で要請いたしました。今後は、その状況によりまして判断をさせていただきますと思ひます。よろしくお願いいたします。

○市民部長（小野光朗君） 引き続きましてE-12Cの騒音対策につきまして庁舎屋上での測定機の設置の件でございまずけれども、これにつきましては既に遠藤議員さん、松山議員さんの御答弁を申し上げますが、常時、今リサイクルセンターのところでやっているわけでございまずけれども、こういうケースの場合には、市の職員が屋上でもって測定しておりますので、当前現状のまま進めていきたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございします。

○福祉部長（石川和夫君） 保育行政の関係でございまして、まず二歳くらいの実例というふうなことですけれども、現在、一園で二カ月半くらいの子供さんを預かっていただいている保育園もございします。これにつきましては、以前は六カ月くらいからというふうなことがあったわけですが、現在は、先ほど議員さんからおっしゃられました

ように、各保育園に御協力をいただきまして約三カ月というふうな中で預かっていただいているというふうな現状でございます。

それから、定員、定額の関係でございまずけれども、まず公立保育園での実施ということになりますと、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、施設の関係もございまずし、施設の改良の関係もございまず。また職員であります保母との協議も必要かというふうなこともあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、定員、定額するには相当の金もかかるわけで、先ほど三カ月くらいできないかというふうなお話でございまずけれども、これらの点につきましても十分調査研究をさせていただきたいというふうに思ひております。以上です。

○二番（大森進君） では三回目になりますが、市長の方から、近隣自治体への呼びかけについては、いろいろな関係があつて福生市独自でやっていきたいということであつたんですけれども、要は基地が強化拡大されるということとで、それは演習についてもすべて絡んでくるわけですから、これは市長さん、そういった立場で市独自でいろいろなことをやるんだというのは結構なんですけれども、やはりどこまでやりきるかということなんです。それは、やはり市長の姿勢あるいは、いわゆる方向性がしっかりあらわれる形で展開していただかないと、幾らそういうふうな御答弁なさつていても、具体的なものとして、いわゆる運動の前進といひますか、行動の前進にはなつていかないんではないかというふうに思ひます。

従来、口頭でやっていたということになりますけれども、やはり文書で反対の行動をとると、やはり口頭でやるのでは、やっぱり大きく違いがあるというふうに思ひます。口頭では相手の受け取り方もありますし、文書では文書に書かれたものになりますから、状況判断で今後やっていきたいということになりますけれども、やはりこれははっきり文書で反対する意思表示をきちんとしていただきたいというふうに思ひます。それは今後のことも含めて、これからまた質問していくようになると思ひますが、それはぜひ強く要望しておきたいというふうに思ひます。

次にE-12Cの飛行訓練と騒音対策なんです、ほかの議員からの質問に対しても同じような答弁がなされているわけですが、その答弁の姿勢というか、内容によって、やはり市長さんもこのE-12Cの着陸訓練に反対だというふうに言っておきながら、あるいは近隣自治体の連名で中止要請をしておきながら、じゃあ具体的にそれ以外に

何をしているのかというところになるんですね。

先ほど私は少し遠回りで言いましたけれども、設置するということは市民が、先ほどの苦情の件数でも遠藤さんの質問に答えられたときですか、十五件ばかりだったんですね、もう一気に倍近くふえているわけですね、三十件です、件数がね。これは要するに、通告のあった期間より過ぎて、なおかつうるさいものが上を通過して、市民も怒り心頭ということのあらわれだと思っております。こういう状態をどんどん続けていくことによって、どんどん期間がまた延びていくんじゃないか、また演習をやられるんじゃないか。そういうふうな市民として、やはりそうしてほしくないという具体的な行動として、やはり苦情の件数ということで数字として具体的に出ていないかというふうに思っております。

だから、先ほど騒音測定機、福生市の現状をやはり市としてきちっとして把握するという立場でも言いましたけれども、それをE-12Cは場所を変えて飛んでいるわけですよ。必ずしも今まで出されたデータが数字が合わないというのと同じで、必ずしもリサイクルのところを飛んでいるわけではないわけですね。場所を変えて飛んだりするわけですから、やはりその実態をきちっと把握するということは必要ですし、それ以外でもタッチアンドゴーと言われる訓練は市内上空を飛んでる実態もあるわけですよ。だから、そういったものをきちっと把握するためには必要だというふうに私は考えますし、それを市長さんがもしそれをするとするならば、それはいろいろな面で有効に使えるだろうと私はさっき言ったんであって、それは市民にとってみれば、要するにそういった演習を市として具体的な行動で明らかにしているんだというふうな受け取る方も多いと思いますけれども、だから、そういったものをやはり具体的にやっていたかかないと、幾ら中止要請ということできちっとやっているといっても、要するに、やってなおかつ演習期間が延びて市民はえらい騒音で苦しんでいるわけですから、そういったものをやはりさせないという、きちっとした具体的な行動というのは必要なんじゃないですか。

これはちょっと市長に再度、測定機の設置についてはもう一度お聞きしますから、市長さんの方から明確に答弁していただきたいというふうに思っております。

それと、やはり測定機の設置については質問しますけれども、それ以外では、やはり一回目の質問のときに市長さんの方でも答弁されたんですね、やはりこのままの状況が続くとするならば、F-18の訓練もなし崩し的に

来てやられるんじゃないかという懸念もお持ちになっただけでいいんですが、先ほど市民の苦情の具体的な内訳等についても、やはりうるさい、やめろ、抗議しろと、やっぱり子供が眠れないと、率直なところですよ。大体内容は似たようなものだと思いますけれども、率直なところですよ。声が出ているわけ、こういう演習はしてもらいたくないという、市役所に電話で抗議してくる人は実際これだけの数字が上がったと、でも、しない人でも非常に苦痛に思っていたり怒りを持っている人も、数は市内に住んでいる人たちより多いと思うんですね。そういう面で考えるならば、やはり市長さんが今後こうした演習を絶対中止させるんだということでの具体的な行動が、やっぱり求められているんじゃないかというふうに感じます。だから、そういう面ではあらゆる行動を全力を尽くして努力された方がいいんじゃないか。

先ほど一回目の質問でも言いましたけれども、そういった中止要請の連名を出しながら、通告期間が延びるという形に、事態に至ったわけですね。これは、やはり市長さんがそれなりの姿勢をきちっと出さない限り、今の現状は打開できないんじゃないかというふうに感じますので、そういった意味も含めて騒音についての騒音測定機についての市長さん自身の御答弁をいただきたいと思っております。

あとは保育行政についてでありますけれども、先ほど保育行政はお金がかかるものだというところで、定数、定額について検討していきたい、慎重に検討していきたいということなんです、慎重に検討するのはよろしいんですけども、実際やっぱり何らかの形で生活費が出ない限り、働く女性についての課題というのは、これからますます大きくなっていくと思います。時代の流れでありますよ、これはもはや。そうなった場合、それに尽くした対応というのが迫られてくるものだというふうに私自身は感じますし、検討といってもいろいろ方向性がありますから、それが前向きに何とか対応するというところでなければいけないかというふうに思っております。

実際、定数定額制度できちっとしたとしても、やはりかなりのお金がかかるということも事実ですし、それに合わせた設備改善についても、実際お金がかかることですよ。でも、やはりそういうことを余り考える——考えるのも重要なんですけれども、前面に出てくると、福祉の充実とか、よくなる方向性というのはやはり出てこないんだと思うんですね。わかっていて、なおかつその必要性をどう認識するのかというのが、やはりきちっとないと、改善あるいは大きく前進するということはあり得ないんだというふうに思います。

先ほど、年間を通してできれば一番いいわけですというふうに言ったんですけれども、少なくとも三、四カ月という期間で実施することによって、実期待機児もいращるわけですから、そういったものを十分受け入れられる体制を、期間は短いにしても可能であるわけです。だから、そこら辺について、やはり一定期間一つの前進ということを考えていただきたいというふうに思います。

でも、これはそういった意味で今後慎重に検討するにしても、十分前向きにできるように強く要望しておきたいと思っています。ぜひ御努力をいただきたいというふうに考えますので、よろしく願います。以上です。

○市長（石川彌八郎君） 確かに苦情の回数というのはふえましたですね。これは、やっぱり確かにそういった意味においては、我々も今大森議員の気持ちと非常に共通してますし、一緒です。ともかく九月の二日までというふうなことであったわけですから、それがこういうふうな事になったというふうなことで、昨日は、ざんきという言葉でoshiかりをいただきましたけれども、そういうふうな心境の言葉を使ったわけです。

それで、いずれにいたしましても、基地があるという事は、これはもう厳粛なる事実でありまして、これは、やはりいかにして中止要請をするかということはもちろん当然努力をいたすわけでありまして、その方法論という事になりますと、やはりこれは福生市が福生市にとって、福生市の市民が一番いい方法は何かというふうな考え方の違いがやはりここで御期待に沿えないような返答になるんじゃないかというふうに思っています。

しかし、いずれにいたしましても、福生市のために、やはり中止要請をしていくということで目下やっているわけでありまして、その方法論がもし仮になまぬるいというふうな御意向のようでありますけれども、しかし、目下のところは、この方法が、やはり最大ベターであると、こんなふうに思っている次第です。

それから、あと測定機の件でありますけれども、先ほど担当の市民部長が答弁をいたしたわけでございますが、私といたしましても目下のところは市民部長の答弁と同じでございます。以上でございます。

○二番（大森 進君） 騒音測定機のことだけになると思いますが、要望といたしまして、最初の御答弁と変わらなということなんですから、何年たっても変わりませんね。田村市長以降からして。そろそろ自治体として考え直さなければならぬ時期に来ているんじゃないですか。多くの議員から指摘され、なおかつ現在の実態もあって、これだけの声が出されているわけですから。だから、そういった意味では、今のような市長の対応を今後もとられる

ということとは非常に残念といえますか、そうあってはならないというふうに感じますので、これは、ぜひほかの場でも、あるいはまた時期を見て質問していきたいと思えますけれども、ぜひ前向きな、現状でいきたいというんじゃないかと、前向きに考えていただけるように強く要望して終わりにしたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 次に五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、会議規則第八十六条の規定に基づき、さきに通告いたしました一般質問を順次行わせていただきます。

その前に、図らずも本定例会の最終の質問者として私を入れていただきましたことを深く感謝申し上げます。

まず第一点目として、河川区域の利用計画についてお尋ねいたします。

このたびの福生市と秋川市の境界変更により、福生市に編入された土地の利用計画につきましては、昨年の十二月定例会におきまして村野議員が質問したと重複するとは思いますが、福生市に多摩川を挟む境界変更により、我が福生市に、秋川市から約九万七千平方メートルが編入されました。この面積につきましては、宅地として約一千八百四十三平方メートル、畑、四千五百二十平方メートル、河川敷、約八万八千三百九十平方メートルを合わせたものであります。この地区は、新旧二つの堤防をまたいでいるのでありますが、新たに福生市に編入を見たこの土地の利用計画、または開発計画につきまして、当時の田村市長は、六十三年度に実施計画を行い、六十四年度に築造工事の計画とあわせて完成をしたい。このような御答弁がございましたが、現在、この土地が福生市に編入されてから時間がたちましたが、現在、市はこの土地の利用計画また開発計画について、どのような考えをお持ちか。また、その後の経過をお尋ねしたいと思います。

もちろん所管官庁であります建設省等の上級官庁の指示に基づかなければならないとは思いますが、多摩橋通りの、現在、自由広場として使われている広場がゲートボール競技場として利用されている場所についてお尋ねいたします。計画段階について、児童交通公園の実現が、面積が狭隘のために断念されたやに聞いておりますが、このたびの福生市に編入された河川区域内に、改めて児童交通公園の設置が河川敷の利用、開発計画を策定する過程において一案

として審議することが可能であることを含めまして御答弁をお願いいたします。

次に、第二点目といたしまして、都市基盤の整備について二点ほどお尋ねいたします。

一つとして、通称柳通り及び産業道路の道路整備計画についてであります。まず柳通りについてですが、福生駅東口区画整理事業の完了に伴い、羽村方面については、小作、青梅市、河辺まで既にすばらしい道路が完成しております。福生駅東口四つ角から原ヶ谷戸を通り、多摩橋から国道一六号線に通ずる通称多摩橋通りとの間の道路整備については、既に幾度となく先輩議員が質問されたことと存じますが、特に東口四つ角の増屋肉店の位置する角地は、現在非常に危険な場所として、通行者、車両運転者ともに指摘しております。特にお年寄りや子供の歩行すら困難な場所であり、また整備された東口駅前広場及び駅前街区と比較にならないほど対照的に行政のおくれを指摘するものであります。

また福生駅東側踏切と大聖病院前を通り、国道一六号につながる都道と交差する金万商店、小林豆腐店前から原ヶ谷戸方面に向かう柳通りは、最近特に増加する車両の通過道路として、道路幅が幹線道路としては非常に狭隘でありなかつた歩道として非常に狭く、両側のU字溝のふたの上を歩行せねばならず、そのU字溝のふたが地上より五センチも高いものであり、雨天の雨傘使用の場合の危険は申すに及ばず、晴天の場合でも、交差する車両のために、歩行者、自転車はもちろんのこと、車両運転者にとって危険にさらされた毎日の連続であります。

この幹線道路整備の必要が叫ばれてから既に長い年月が経過しておりますが、この道路整備は市民の悲願とも言ふべき重大な課題であります。今後の問題として、一つ、どのような手法で整備しようとするのか。二つ、どのような取り組み方をしてきたか。三、今までの経過において長引いてきた問題点があるとすれば、それは何か。四、早期解決に向けて、今後どのような対応をしていくのか。五、完成予定はいつごろを設定しているのかを、まずお尋ねいたします。

次に、通称産業道路についてであります。御存じのとおり、この道路は、福生市、羽村町、青梅市、瑞穂町の工場分の動脈幹線道路として名実ともに産業道路として、中央分離帯を挟み両側には余裕のある歩道を備えた二十一世紀にも十分対応できる地質となっている都道であります。しかしながら、福生市の立場で見ますと、産業道路の終点は富士見通りと都立保健所を結ぶところが終点となっており、連立した二市二町の工場分に占める福生市の工場数は非

常に少なく、他市町からの産業用大型トラックが昼夜を分かたず通過し、国道一六号との連絡道路として、法務局通り、富士見通りの二系統の道路を利用しております。

市民長年の願望であった国道一六号の拡幅工事の完成と、近年とみに増加する産業用輸送車両が、国道一六号と産業道路を結ぶ二系統の道路、すなわち、一、法務局通り・メゾンドールマンション福生交差点から、国道一六号と、二、富士見通り・金桝石油スタンド交差点から保健所経由国道一六号につながる二系統の道路を利用しております。この二系統の道路内には、ともにJR八高線踏切及びわらつけ街道があり、特に朝夕の通勤時間帯は車の洪水であります。柳通りの八高線に接する柳川ガレージ四つ角は、踏切からは右折禁止であり、車が踏切を挟み数珠つなぎ現象が発生いたします。

学童の通学路、駅に向かう通勤、目白第二病院の緊急道路等のために、利用する市民居住者にとって、安全快適な環境を求める要望は日を追って大なるものがあります。すなわち、水道管に例えるならば、国道一六号、産業道路という大口径二本と法務局通り、柳通りの小口径二本を結んで給水した状態を想像していただければわかりになることですが、いつかは大口径からの圧力により、小口径部分あるいはその接点が破裂するはずであります。

また産業道路の終点であります金桝石油スタンドから牛浜方面にかけて、都市計画道路の指定がなされておりますが、都の都市計画道路内には非常に多くの家屋が存在し、これら住民は、都市計画道路として建築基準法等のもろもろの制限を受けながら日々の生活をしているのであります。増改築等の居住環境の改善すら思うにまいりません。

この産業道路は、武蔵野台土地区画整理の完成により東京都に移管、都道となったことと思いますが、この産業道路が、福生市に及ぼす影響度合いが甚影響として最近いろいろな点で増幅しているという観点からお尋ねいたします。一つ、都道として東京都に移管されたのは、いつか。二つ、福生市として、この産業道路の牛浜方面に向かう延長線上にある計画道路について、どのような考えをお持ちになっているか。三、どのような対応をしてきたか。四、今後の見通し及び取り組み方についてお尋ねいたします。

次に、国道一六号線に連結する幹線道路の整備についてお尋ねいたします。

この質問は、石川市長が福生市の活性化を目指した都市基盤の整備、幹線道路の整備に対するビジョンを掲げて、今回市長になられたわけですが、市長さんのこれに対する改めてのお考えをお聞かせいただきたいと思いま

す。

私が今まで質問させていただいたほとんどは、幹線道路の整備に関連するものであります。これらを含め、福生市の認定する幹線道路の大部分は国道、都道、福生市道を含め、国道一六号線、産業道路、柳通り、栄通り、奥多摩街道、田園通りの南北道路であります。これらの幹線道路を結ぶ東西道路につきましては、加美の立体通り、法務局通り、本町通り、多摩橋通り、陸橋通り等がありますが、田園通り、奥多摩街道から国道一六号線に通ずる幹線道路の整備こそ、都市基盤の緊急かつ最大の課題であると思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

今最も関心の高い圏央道についてであります。多摩西部地区を貫通する大動脈幹線となる圏央道の開通に向けて秋川市の土地区画整理事業、日の出町のハイテク工場団地造成等、既に圏央道絡みの長期展望に立って、事業に着手している市町村が数多く見られております。大幹線道路——圏央道——日の出インターから多摩川を渡るアクセス道路が羽村大橋を通過するような説明を受けたような記憶がございますが、近年とみに低迷が続いている福生市にとって、秋川流域及び圏央道からのアクセス道路あるいは幹線道路を、ぜひとも福生市まで設置していただきたい。できるならば国道一六号線につなげることができたならば、西多摩経済圏の中で福生市が中心的役割を果たす要因ともなり、また西多摩広域行政の中心的存在価値が認められると思っておりますが、この点についてお尋ねいたします。

次に、通学道路についてお尋ねいたします。

これは、ただいま質問いたしました産業道路に関連いたします区域のうち、産業道路の終点、柳通り坂上から保健所、仮称八小予定地前のJR八高線踏切をまたぎ、わらつけ街道、国道一六号に至る道路に関してでございます。

この道路は学童の通学路として規定されておりますが、先ごろ福生市において、学校予定地の道路の北側に斜め白線を引きましたが、産業道路と国道一六号のバイパス道路であるために、日を追って増加する産業用輸送車両の交通災害を防止し、学童、歩行者の安全を確保するための歩道設置する必要があると思っておりますが、幸いに、この区域には仮称八小予定地と都の保健所があります。

一、特に市の行政財産としての学校予定地の一部を、歩道に転用する場合の取り扱い及び可能性について。二、学校予定地側に歩道が設置可能となった場合、隣接する保健所の前面部分の一部を歩道として転用するために、都の理解、協力が必要になると思われるが、この点についての考え方を伺いたいと思っております。

また関連して、学校予定地と八高線との間に、学校予定地の造成に伴い道路が敷設されましたが、幹線道路の渋滞を避けて、マイカー族が朝夕これを利用して住宅街を通り抜け、住民の不安ははかり知れませんが、交通安全対策として、この点についてどのようなお考えをお持ちですか、あわせてお尋ねいたします。

次に、四番目といたしまして、第五投票所（すみれ投票所）の分割についてお尋ねいたします。

この件につきましては、昨年六月の定例会において私が一般質問を行い、所管の選挙管理委員会より説明を受けたものであります。私の質疑に対し、市内十カ所の投票所の中で、この第五投票所（すみれ保育園）については、他のどこよりも登録有権者数が一番多く、分割すべきであるという私の質問について、選挙管理委員会としては、今後十分調査研究をし、東京都選挙管理委員会を初め、内部での協議を図りながら検討していきたいと思うという答弁がございました。また分割する場合の施設についても、松林会館、保健所等の公共施設名を上げて質疑の結果、これについても検討していきたいとの答弁がございました。

光陰矢のごとしと申しますが、はや一年が経過いたしました。今年の市長選挙は従前どおりの十カ所で執行されました。来年は参議院選挙、都議会議員の国政レベルの大きな選挙がございますが、この件について、選挙管理委員会におきましては、今日に至るまで、どのような調査研究をして対応されてきたのかの経過説明と、今後、特に来年の選挙における投票所をどのようにお考えになっていらっしゃるのかについてお尋ねいたします。

以上、壇上における第一回目の質問を終わります。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 須釜議員さんの御質問に対してお答えをいたします。

最初に、先般秋川市の行政界変更によりまして、当市に編入した土地の利用計画についてでございますが、現在、当該地は御案内のとおり、新堤防を挟んで旧堤防までその大半が純然たる河川区域でありまして、また都市計画上市街化調整区域になっております。

そこで、まず新堤防が最下流部において接続をしていない部分の築堤工事を建設省において実施をしていただくことが先決であるわけでございますけれども、この新堤防の多摩川寄りを堤外地、旧堤防との間を堤内地といたしますと、堤外地部分は今後とも河川区域であり市街化調整区域の予定になるわけでございます。一方、堤内地部分は、河

川区域を廃止し、現在、作業が進んでいる都市計画の見直しにおいて市街化区域に改め、同時に用途地域の指定もいたすべく土地利用計画を予定しているところであります。そして、この堤内地部分は道路も皆無に等しい状態です。で、これまで当市部分だった区域も含めまして、面的な都市基盤整備が望ましいことから、これが実施できればと考えているところであります。

お尋ねの児童交通公園につきましては、他の公園とあわせまして、この計画を策定する中でその必要性あるいは可能性を含めて検討させていただきたいと、かように思っております。堤外地部分、つまり河川敷公園として予定している中には、建設省の河川管理計画におけるゾーニング上、無理がありますので、当該地には予定をいたしませんので、御承知おきいただければと存じます。

それから都市基盤整備についてでございますけれども、本件はこのたび上野議員さんからの御質問に対し申し上げますたところでございます。また、さきの議会では中村議員さんからの御質問にお答えしたとおりでございます。で若干省略をさせていただきますけれども、繰り返し申し上げますならば、私は都市基盤整備の中でも都市構造の基本的な施設としての道路の整備は、一方で自動車量を発生させることから、道路公害等の要因になるおそれも考えられますので、慎重な対処が必要でありますけれども、都市活動、特に市民生活や商業振興を支える極めて重要な施設であるということを認識しているわけであります。

したがいまして、その計画的な整備は都市基盤整備の基本的なテーマであり、必要であるということが言えると思うのであります。

圏央道のことを初めといたしまして、まだ詳しいことがわかりませんので、大変抽象的ではございますけれども、私からは基本論を申し上げて、個々の具体的な点につきましては担当部長をして答弁させていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それから通学路についてでございますが、この整備についての御質問といたしまして、御指摘の道路は今年度に工事を予定しておりますもので、通学路としての安全が確保できるよう整備いたします。なお詳細につきましては、部長から答弁をいたします。

次に投票所については、選挙管理委員会より答弁いたします。

以上で須釜議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

都市基盤整備と通学路に関連をいたしまして何点か具体的な御質問をいただいておりますので、私の方から市長の補足の答弁をさせていただきます。

まず都市基盤整備に関連をいたしまして、柳通りについて何点か御質問をいただいております。

この柳通りにつきましては二点にわたってちょっと御答弁をさせていただきますが、まず御指摘をいただいております東口の駅前の交差点に関係いたします肉屋さんの所の整備でございますが、大変おくれております申しわけないと思っております。これについては従前から整備手法等については買収方式と、そういうふうなことで進めているわけでございますが、取り組み方といたしましては一応権利者の方と交渉いたしまして、その中で代替というようなお話が出てきました。その代替地を現在交渉を進めておると、そういうふうなことでございますが、なかなかこれも時間がかかっているような状況でございます。

と申しますのは、代替地と申しまして同じような形で商売ができるということが条件でございますので、一応希望された土地に対する所有者との交渉と、そんなことで時間がかかっているわけでございます。これからできるだけ御希望に沿うような形で交渉を積極的に続けていきたい、そのように考えております。

その問題が、代替地の所有者との交渉がまとまりますれば、一日も早く予算化をいたしまして事業にかかっているといと、そんなふうに考えております。

それから柳通り全体の問題でございますが、この点につきましては今の柳通りあるいは富士見通り、それから先ほども御指摘ございました多摩橋通り、この三つの路線につきまして、ちょうど一年半ほど前から都の方と移管がえのための交渉に入っております。若干おくれてるわけでございますが、これの都市計画道路としての整備でございますけれども、これについては、今の段階では東京都が整備するといったしませんが、やはり買収方式での整備、そういうふうな形になるかと思えます。

今、これが滞っている問題といたしましては、多摩橋通りの立体交差が都市計画で、計画されておりますが、その立体交差というような形になりますと、その道路のすりつけ部分、それが問題になるわけでございますが、なかなか

踏切からこの柳通りに通ずるところまでの距離、そういったものが微妙な段階でございますので、それらの調査を現在しておると。この九月いっぱい調査が完了すると、そういうふうに一応聞いてございますが、その結果をまちまして、この問題については都の方と具体的な交渉に入れるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

ただ、問題点といたしましては、今の柳通りへのすりつけが不可能な場合、そういった場合については、あるいは柳通りではなしに、もう一点質問をいただいております産業道路、これへの移管がえと、そんな形になるうかと思ひますけれども、まだ具体的に調査の結果を見てから、この点については対応していきたいと、そのように考えております。

それから、これが一応完成予定と、そんなことでございますけれども、なかなか都市計画道路としての事業整備という形になりますと、道路につきましても今の道路の大体倍程度の拡幅、そういったものが要求されるわけでございまして、大変事業のボリュームも出てきます。そういう点から若干時間がかかるんじゃないかと、そんなふうに思ひますが、東京都との交渉の中では、今、奥多摩街道の整備に全力投球をしておると、そういう状況でございまして、その次に、できればこのルートについての整備にかかりたいと、そんなふうなことを一応聞いてございます。

それから、産業道路の関係でございしますが、一点といたしまして、現在、都の方に移管しているわけでございますが、移管した時期についてでございますが、これは五十五年に都の方へ移管をしてございます。

それから、これは現在、計画がされておりますが、これに対して、今後どういう手法で整備をしていくんだと、そんなふうな御質問が一点あったかと思いますが、これにつきましては、三十六年当時に計画決定いたしましたので、その後、全く進んでないというふうな状況でございまして、御指摘のように、関係する土地の権利者が建築活動等行う場合に制限を受けると、そのとおりでございまして、大変何か申しわけなく思っているわけでございますが、いずれにいたしまして、この整備手法といたしましては、今の段階ではこれも買収方式でやらざるを得ないだろうと、そのように考えております。

市としての考え方はどうかと、そういうことでございますが、計画された路線でもございますし、御指摘のように工業団地からの輸送車両をさばく道路と、そういう形で計画されている道路でございしますので、整備をしていかなきゃならない道路だと、そのように考えております。

それから、どういうふうな形で対応してきたかと、そういうことでございますけれども、ほかの都市計画道路もそうでございますけれども、なかなか事業のボリュームがある道路でございまして、また、特にこの道路につきましては幅員が二十五メートルでございまして、延長にいたしますと約二キロ程度の道路整備というものが計画にあるわけでございます。私どもがざっと計算いたしましたとしても、用地買収だけでもやっぱり百五十億を超える事業になるんじゃないかと、そんなふうなことを考えております。

そういう点でなかなか今までも手につかなかったということが現況でございます。そうは言いながらも、できるだけ早く、やはり何とかしなければと、そんなふうなことは一応考えておるわけでございます。

見通しということでございますけれども、見通しにつきましては今言ったような状況でございまして、なかなか難しいわけでございますが、できれば東京都の方へ移管をいたしまして、東京都の仕事としてこの整備をしてもらうように今後一応運動を進めていきたいと、そのように考えております。

それから国道一六号線に連結する幹線道路の整備と、そういうふうな形の御質問でございますが、御指摘いただいた道路については、多摩橋通りというふうに理解をいたしましたけれども、多摩橋通りにつきましては、ただいま申し上げました東京都において移管が行われた場合には今の通り、踏切を渡りまして柳通りに通ずる所まで、そこまでは一応整備ができるわけでございまして、それから今度産業道路がおりてきます所、約六、七メートルあるわけでございますが、そこは現在、都市計画道路としての一応網がかぶっている道路でございしますが、そこまでの整備はその次に急がなければならないだろう、そのように考えております。

ただ、それから先、一六号までは現在は一応計画、道路としてはございません。それはもう少しそういった道路の整備の状況を見きわめまして、その上でまたその後の通りについては一応検討をしていく必要があると、そのように考えております。

それから圏央道の出インターからのアクセス道路の関係でございしますが、これにつきましては過去にも何回か御指摘をいただいている道路でございしますが、今、御指摘のように、アクセス道路については秋川から羽村大橋、その線が考えられておりますし、現在それを進めてございます。

市の方いたしますと、やはりその道路とあわせまして、できれば永田橋の通り、これは都道でございしますが、

この通りが都市計画道路として既に計画が決定されておりますので、これを埼玉銀行の前の所までの整備をアクセス道路としてをお願いをしたい。これは既に国の方としては、ヒヤリングの中では計画の中に盛りされていると、そういうことでございますが、まだ具体的にはそんな状況になってございます。

それから、次に通学路の関係でございますが、通学路に関係いたしました八小予定地へのこの計画道路への編入の問題、それから保健所用地の移管の問題、それから今、八小予定地の八高線沿いに今道路ができておりまして、この道路に対する通勤の問題、三点が御質問とは思いますが、八小予定地のうち、都市計画路として予定されている部分、今の現道から中へ入ること約二メートル五十センチぐらいになるのかと思えますけれども、それにつきましては教育委員会の方と調整をいたしまして、今回、整備をする中で、正規の歩道としての整備をしていきたい、そのように考えております。

それから、保健所の所でございますけれども、今の延長でございますが、ここにつきましては現在計画がされておる道路でございます、その分については芝生というような形で残っておりますけれども、これも保健所あるいは財務局の方と交渉を持っておるわけでございますが、今時点では若干時間がかかると、そんなふうに考えております。

それから、あと八高線の側道の関係でございますが、この関係につきましては、交通安全対策というようにことで、警察とも十分協議して、その上で対処していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君） 自席からお許しをいただきまして、選挙管理委員会の所管にかかる質問に御答弁申し上げます。

第五投票所（すみれ保育園）の分割の件でございますが、市内の投票所で有権者が最も多い投票所でございます、この対応に關します検討の経過でございますが、過去数回にわたり選挙管理委員会を開く中でいろいろな問題の事項のうち、特に投票区を分割するとした場合は、その投票区の区域分けをどうするのか。それから、投票所を設ける場合に、どの施設を投票所とするか。また選挙を行うときの経費の増の点といったこと等につきまして協議検討をいたしてきております。

選挙管理委員会といたしまして、現況から見て将来に向け、このままの状態で置くことはよいとは考えられないので、何らかの対応をしなければならぬという認識のもとに、今後も内部で協議をしながら引き続き検討をいたし、

できるだけ早い機会にこの対応ができるよう努力いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 午後一時まで休憩いたします。

午後零時 休憩

午後一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番（須釜亮次君） 自席における第二回目の質問を行いたいと思ひます。

ただいま石川市長から、河川区域の利用計画及び都市基盤整備につきまして、河川区域の利用計画に関する件については昨年十二月の定例会で村野議員さん、それから都市基盤の整備につきましては本年三月の定例会における仲村議員、あるいはきのうの上野議員の質問と重複した点があるかと思ひましたが、懇切丁寧な詳細にわたり、アクセス道路 東西幹線道路整備についての基本的な考えをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

河川区域の利用計画を進めていく過程におきまして、これからの進捗状況等をぜひとも議会に對しまして説明、御報告をお願いするとともに、先ほど私が触れました児童交通公園につきましても、やはり次世代を担う児童のためと役立つ施設として今後、福生が進めていくであろう開発計画の中でぜひ取り入れていただきたい、これは要望いたしておきます。

また野口議員の要望いたしました消防団のポンプ操法の大会場に耐えられるような設備も、今後の福生の開発計画の中で取り入れていただきますことを、あわせてお願い申し上げます。これは要望でございます。

続きまして、都市基盤の整備に關します件につきまして、部長からるる御説明がありました。柳通りについて再度質問したいと思う点は、先ほど部長の答弁にもございましたように、増屋肉店から大聖病院通りの都道との間と、あるいは小林豆腐屋さんからカネマン商店との角から多摩橋通りに至る間の二つに分けて聞いた方が、また説明もしやすいと思いますので、最初に肉屋さんの角から大聖病院前の通りのわずかな距離でございますが、これは私がかつて福生駅東口区画整理の審議委員として十年間携わった中で、当初、説明の段階では、ここも包含されるという

ふうな説明をたしか元石川市長の時代だったと思いますが、その件について強くこれを東口区画整理の範囲に包含しておかないと近い将来必ず問題が起きると、その開発の必要性ということを訴えたんですが、東口区画整理から取り残された経過がありましたことは御存じのとおりであります。現在、この福生駅東口の交差点の持つ重要性、これに対する認識と、この地域に居住する市民の建物が既に老朽化しておると、しかし、道路整備事業がすぐにも着手するというふうな風評のために非常に困惑しております。道路利用者、居住者の求める緊急な行政需要と受けとめての問題解決のための御決意を改めて伺いたいと思います。

また、豆腐屋さんから多摩橋通りに至る道路については、道路幅が余りに狭い。特に西友方面からの柳通りの幅員との差が大きく、本町通りとの交差点までの時間帯を問わず、錯綜する交通車両が渋滞となり、利用者の危険箇所として指摘されていることは御存じのとおりでございますが、説明によりますと、多摩橋通りの整備とあわせて、都に移管の上、整備したいというふうな理事者側の説明でございますが、そのスケジュール等についてと、それから、これは非常に残酷な言い方かもしれませんが、その間、現状のまま放置するのか。とりあえず両サイドのU字溝のふたの五センチ飛び出している高さを地上と同じ高さに交換して、歩道面積を広くするぐらいの、表現は非常に不適当だと思いますが、消極的改善策を計画されているかの二点についてお尋ねします。

それから、産業道路についてでございますが、青梅、羽村工場分の利用者数の車が非常に多数だ。福生市在住のそれは比較的少数と私は思うんですが、この通過車両の調査を実施したことがありますかどうか、お尋ねします。

それから、産業道路の延長整備、または当面、国道一六号とのバイパス幹線道路の整備について、交通公害を最大限に受けている当福生市として、市独自の努力を続けることは当然であろうと思いますが、福生市が中心となって、俗に言う西多摩広域行政、そういった観点から青梅、羽村、瑞穂等含めて、共通課題として東京都に積極的に行動すべきであると思いますが、この点いかがお考えですか。こういうことでございます。

それから、国道一六号に連結する幹線道路につきましては、先ほどの市長の御説明に対する要望ということで、これは省かせていただきます。

それから、通学道路についてでございますが、これも市長の先ほどの御答弁あるいは建設部長の御答弁の中で、今

年度の事業に計画し実行するという配慮が、説明がございましたので、ありがとうございました。

それから、保健所用地の歩道設置にどうしても、やはり都の福生の八小予定地だけでなしに、道路を挟んで隣の都の保健所にもぜひともアプローチして協力をお願いすることが必要だろうと思いますが、この点についても改めてお願い申し上げます。

それから、第五投票所の分割についてでございますが、選挙管理委員会の答弁では前向きに取り組みたい。前回より前進した内容と私は受けとめておりますが、選挙民が政治に参加できる唯一の投票という手段の重要な問題であります。最近行われた市長選挙においても、わずかながら前回を上回る投票率が向上したことでございますが、これはもちろん有権者の増加あるいは有権者の市政に対する政治意識の高揚、または関係者の努力の結果であるとは認識しているものでございますが、第五投票所における有権者数について選管の方にお尋ねします。

一つ、六十二年四月の市議会議員選挙時における登録有権者数と当日の投票者並びに投票率。毎年行われます九月二日現在の選挙人名簿定時登録者数。それから六十三年五月、今年の市長選挙におけます、すみれ保育園・第五投票所における登録有権者数、当日の投票者、投票率及び九月、今月の二日の六十三年度選挙人名簿定時登録者数について、以上をお尋ねいたします。

○建設部長（森田 進君） 御質問のうち都市基盤整備に関連する問題と、それから通学路に係る御質問について御答弁いたします。

まず柳通りに関係いたしました肉屋さんの移転の関係でございますけれども、御指摘のとおりでございますが、大変重要な行政課題と受けとめております。先ほども申し上げましたとおり、この問題につきましては既に肉屋さんの方とは基本的には移転というふうな形で、これができておりますので、できるだけ先ほど申し上げました線に沿いまして早い時期に解決できるようにこれからも努力していきたいと、そのように考えております。

それから、柳通りの関係でございますが、原ヶ谷戸までのその延長の道路、先ほど都市計画道路としての整備計画についてはお話を申し上げましたが、現状の中での整備ということの御質問でございますが、確かに歩道部分に溝ぶたが乗りまして、それが段差がありまして交通上、危険があると、そういう指摘でございます。

実は、あそこへ通ずる通称図書館通りと言われる通りが牛浜まで走ってございますが、その通りについては今年度

で一応整備が終わったと、そういうふうなことでございまして、今の柳通りにつきましてもその延長上にある道路でもございまして、できるだけ側溝改良というような形になりますか、あるいは全面改修というような形になるかわかりませんが、今のこのような危険箇所改良については一応できるだけ早く手がけていきたいと、そのように考えております。

それから、産業道路に関連をいたしまして交通量の調査がしてあるかどうかと、そういうふうな御質問でございしますが、二回、調査地点が若干違うわけですが、調査をしてございます。六十二年の五月の一日に行った調査でございしますが、この調査はちょうど産業道路が突き当たりますガソリンスタンドの所、そこでの調査でございしますが、主に車の調査で内容について申し上げますと、時間については十二時間の昼間の時間帯でございしますが、調査をしてございます。いわゆる大型車でございしますが、これが十二時間で千二百二十一台、それから普通車が五千二百八十五台、それから二輪車が四百五十八台と、これがちょうど十二時間に通行した通行量でございします。

それから、ことしの六月の六日でございしますが、やはりこれは測定地点が保健所の前でございしますが、内容について申し上げますと、大型車が八百八十一台、それから普通車が七千三百三十二台、以上があの地域での二年間にわたって交通量調査をした結果でございします。

それから産業道路について、その延長部分について、都の方に移管するのならそれに広域的に要望していったらどうかと、そういうふうな御質問でございしますが、本件については、この通りもそうでございしますが、例えばこの市役所の前の新奥多摩街道、これがやはり羽村町の所とまっております、現在、買収その他整備に入っているわけでございますけれど、そういった箇所がほかにも幾つもございしますので、この点については、できるだけ市長会等を通じて都の方へ連体でやっぱり都市計画道路の要望と、そんな中で進めたらと、そんなふうに考えております。

それから、保健所通りに対する保健所前の部分を都の方へ歩道に編入するような呼びかけをしたらと、そういうふうな御質問でございしますが、先ほど申し上げましたように、都の方へ折衝したわけでございしますが、今時点では整備ができる状態になっていないわけでございしますが、これから引き続き歩道としての整備ができるよう努力をしていきたいと、そのように思っています。以上でございします。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君）

有権者数の推移と、それと選挙時の有権者数その他の関係でございしますけれども、六十二年の四月二十六日の市議会議員選挙時のときの登録者数でございしますが、第五投票区におきまして五千八百七十七人でございします。そのときの投票の関係でございしますが、そのときの当日有権者数が五千六百六十七人、投票された方ですが、三千三百八十二人、投票率が五九・六八％。それから六十二年九月の二日の選挙人名簿の定時登録時の登録者数でございしますが、五千九百三十六人でございします。

それから、六十三年五月十五日の市長選挙におきまして、その登録有権者数でございしますが、六千七十七人でございします。そのときの選挙の関係でございしますが、第五投票区におきまして、その当日有権者数は五千八百五十九人、投票者数は二千二百五十四人でございします。投票率でございしますが、三八・四七％でございします。それから六十三年の九月二日の定時登録時の登録者数でございしますが、六千三十七人でございします。市議会議員選挙時の登録者数から比べまして二百二十人の増加というふうになつてございします。以上でございします。

○五番（須釜亮次君）

それでは、質問は以上にして、要望を述べさせていただきます。

都市基盤の整備につきまして、柳通りの四つ角から都道の大聖病院通りにつきましては、以前からも現在も反対者はおらないはずでございしますので、ぜひとも地権者と関係者に対して十分説明、協議の上、速やかに着手していただくよう要望いたします。

また小林豆腐店、カネマン商店さんから多摩橋通りに関しましては、現在、今までも市の単独事業だ、いや都にお願いして道路整備すると、諸説紛々する中で、ともすれば、この道路整備についてあきらめに似た境地の地域住民の行政に対する信頼を取り戻すためにも、一層の努力を積み重ねていただきますよう要望いたします。

産業道路についてでございますが、これも被害者意識という観点からでなく、産業道路の本来の目的である福生を基点とする羽村、青梅に連なる産業向上分の幹線道路としての機能を達成するために必要な道路だからこそ、関係自治体が合意の上、都道に移管したと、こういうふうな解釈したいと思っておりますし、その時点で牛浜方面に抜ける都市計画道路が指定されたと、それゆえに交通公害を防止し、都市計画路線上にある居住者の不安定感を除去するためにも、この際、関係自治体に対して福生市の現況を強く訴えて、都の認識を一刻も早くこの問題解決に取り組んでいただくよう特段の努力を要望いたします。